

## 事業所内の濃厚接触者の特定について

新型コロナ感染者と濃厚接触があった者は、感染している可能性があるため、不要不急の外出を避け、一定期間の自宅待機をお願いしています。

現在の感染状況（いつどこで感染していてもおかしくない状況）を踏まえ、**保健所での濃厚接触者の特定などの調査は、家族以外は、重症化リスクが高い高齢者施設などに重点化して実施**しています。

このため、事業所内で感染者が発生した場合の**濃厚接触者の特定は、以下のとおり、各事業所で、必要に応じて実施**いただきますようお願いいたします。

### 1 濃厚接触者の特定の流れ等

- ①従業員などから、「新型コロナウイルス感染症と診断された」との連絡を受けた場合、従業員本人などから発症日や職場での行動歴等を聞き取りしてください。

（発症日（無症状の場合は検体採取日）の2日前から出勤していない場合は聞き取り不要）

- ②本人からの聞き取りの結果、事業所内に濃厚接触者がいることが判明した場合、**事業所が濃厚接触者リスト（別紙1）を作成**してください。

- ③作成したリストを保健所に提出してください。

提出をもって保健所で濃厚接触者として承認としますので、保健所への連絡・確認は不要です。

- ④濃厚接触者と特定した人には、事業所から連絡してください。

### 2 濃厚接触者の条件

感染者の感染可能期間（発症日（無症状者の場合は検査実施日）の2日前から最終接触日まで）に、ア～オのいずれかの条件に当てはまる者を濃厚接触者としてください。判断に迷う場合は、産業医等に御相談ください。

ア	感染者と生活空間（食事や洗面浴室等の場）を共有している者（寮の同室者
イ	1 m以内の距離（互いに手を伸ばした際に触れる距離）で互いにマスク（※1）なしで会話をした者
ウ	1 m超から2 m未満（互いに手を伸ばした際に触れない距離）は保っていたが、必要な感染予防策なし（※2）で、感染者と15分以上の接触（会話や飲食
エ	感染者からの距離に関係なく、換気等が不十分な空間に一緒にいた者
オ	その他、感染予防対策が不十分な環境で感染者と接触した者

※1 県では不織布マスクの着用を推奨。なお、フェイスシールドやマウスシールドのみはマスク着用とはみなしません。

※2 必要な感染予防策については、マスクを着用していたかのみならず、マスクによって鼻や口が隙間なく覆われていたかを判断

### 3 濃厚接触者への連絡

濃厚接触者と特定した人に対して、事業所から以下の点などを連絡してください。

「もしもあなたが濃厚接触者になったら」のチラシを活用してください。

- ・感染者との最終接触日から原則7日間自宅待機（起算日は最終接触日の翌日）

※1 社会機能の維持に必要な事業で、事業者が必要と認める場合は4,5日目の陰性確認後から解除可能

※2 食料品など生活必需品の買い出しなどは外出可（ただしマスク着用などの感染防止対策を徹底）

・濃厚接触者に対する検査は、事業所の従業員に対しては原則実施していません。

※検査で1回陰性となっても、発症後に再検査を行うと陽性となる場合もあるなどのため、保健所が必要と判断した場合のみ実施しています。

- ・自宅待機期間中に具合が悪くなったら、医療機関を受診してください。

受診前に事前に電話し、濃厚接触者であることと、現在の症状を伝えてください。

- ・仮に感染していた場合でも、家族への感染を防げるよう、①なるべく個室で②食事は別で③洗面・風呂は最後、などの対策をとってください。

### 4 保健所へのリストの提出等

#### (1) 濃厚接触者リストの様式について

濃厚接触者リスト（別紙1）等は以下の静岡県ホームページに掲載していますので、ダウンロードして使用ください。

[https://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-420a/kansen/jigyousho\\_noukousesshokusha.html](https://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-420a/kansen/jigyousho_noukousesshokusha.html)

#### (2) 提出方法

ダウンロードしたファイルに必要な事項を入力し、パスワードをかけて、以下の提出先に送付してください。

#### (3) 提出先

原則、感染者の居住地を管轄する保健所に提出してください。

居住地の異なる感染者が複数いる場合、それぞれの保健所に提出してください。

保健所名	担当課	管轄地域	電話	メール
賀茂	地域医療課	下田市・東伊豆町・河津町・南伊豆町・松崎町・西伊豆	0558-24-2052	k f k a m o - iryu@pref.shizuoka.lg.jp
熱海	医療健康課	熱海市・伊東市	0557-82-9125	k f a t a m i - iken@pref.shizuoka.lg.jp

東部	地域医療課	沼津市・三島市・裾野市・伊豆市・伊豆の国市・函南町・清水町・長泉町	055-920-2082	k f t o u b u - iryou@pref.shizuoka.lg.jp
御殿場	医療健康課	御殿場市・小山町	0550-82-1224	k f g o t e n b a - iken@pref.shizuoka.lg.jp
富士	医療健康課	富士市・富士宮市	0545-65-2156	kffuji-iken@pref.shizuoka.lg.jp
中部	地域医療課	島田市・焼津市・藤枝市・牧之原市・吉田町・川根本町	054-644-9273	k f c h u u b u - iryou@pref.shizuoka.lg.jp
西部	地域医療課	磐田市・掛川市・袋井市・湖西市・御前崎市・菊川市・森町	0538-37-2253	k f s e i b u - iryou@pref.shizuoka.lg.jp
静岡市	保健予防課	静岡市	054-249-3172	hokenyobou@city.shizuoka.lg.jp
浜松市	生活衛生課	浜松市	053-453-6118	yobo@city.hamamatsu.shizuoka.jp